

(趣旨)

第1条 この確認検査業務手数料規程は別に定める「確認検査業務規程」(以下「業務規程」という.)に基づき、イーハウス建築センター株式会社(以下「センター」という.)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に対する確認の申請手数料) = 別表第1

第2条 業務規程第47条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

ア. 建築物を建築する場合・・・当該建築に係る部分の床面積

イ. 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンター以外の者から受けている場合・・・当該建築に係る部分の床面積

ウ. 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をセンターから受けている場合・・・当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)

エ. 建築物を大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合で、直前の確認をセンター以外の者から受けている場合・・・修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積

オ. 建築物を大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合で、直前の確認をセンターから受けている場合・・・修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一

カ. 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合・・・当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一

キ. 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合・・・当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

3 建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する建築物の法適合確認を行った建築物については別表11を、同項ただし書きによる構造計算を行った建築物については、別表10に掲げる手数料を別表1の手数料に加算する。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、法適合確認を行った建築物については、別表11に掲げる手数料を別表1の手数料に加算する。

(工作物に関する確認の申請手数料) = 別表第5

第3条 業務規程第47条に規定する工作物の確認の申請に係る手数料の額は別表第5に掲げる通りとする。

(建築設備に関する確認の申請手数料) = 別表第6

第4条 業務規程第47条に規定する建築設備の確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、別表第6に掲げるとおりとする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料) = 別表第2

第5条 業務規程第47条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 直前の確認をセンター以外の者から受けている場合・・・別表第2掲げる料金の1.2倍

(建築物に関する完了検査の申請手数料) = 別表第3および第4

第6条 業務規程第47条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、当該各号に定めるとおりとする。

- ア. 中間検査合格証をセンターから受けた建築物の場合・・・別表第3に掲げるとおり
- イ. 直前の確認をセンターからうけ、中間検査がない建築物の場合・・・別表第4に掲げるとおり
- ウ. 直前の確認をセンター以外の者から受け、中間検査がない建築物の場合・・・別表第4に掲げる料金の1.2倍
- エ. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、法適合確認を行った建築物については別表第3及び第4の省エネ欄に定めるとおりとする。
- 2 別表第3及び第4の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く.）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定する。
- 3 別表第3及び別表第4の床面積の合計は、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の二分の一について算定する。

(工作物に関する完了検査の申請手数料) = 別表第7

第7条 業務規程第47条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、別表第7に定めるとおりとする。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料) = 別表第8

第8条 業務規程第47条に規定する建築設備に関する完了検査の申請に関わる手数料の額は別表第8に定めるとおりとする。

(仮使用認定の申請手数料) = 別表第9

第9条 業務規程第47条に規定する仮使用認定の申請に関わる手数料の額は別表第9に定めるとおりとする。

- 2 別表第9の料金は、次の各号に定める料金とする。
- ア. 直前の確認をセンター以外から受けた建築物の場合・・・別表第9に掲げる料金の1.2倍
- イ. 直前の確認をセンターから受けた建築物の場合・・・別表第9に掲げるとおり

(検査に係る出張費)

第10条 中間検査、完了検査、及び仮使用認定に係る現場検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、第5条から前条までに記した手数料の額に、別に定める「確認検査業務出張費規程」により計算した額の出張費を加算する。

(減額事項)

第11条 同一敷地内で同規模の建築物が二棟以上ある場合の検査料は二棟目以降を5割引とする。また一団地規模の建築物群の場合も1キロ㎡以内ごとに同様とする。

- 2 センターは、類似する建築物及び工作物の確認、中間検査及び完了検査等確認検査業務が効率的に実施できる場合にあつては、実費を勘案して確認検査手数料を減額することができる。
- 3 センターは、継続して多量の取引が見込める場合、又は、地域の事情等により必要と認められる場合は、確認検査業務手数料を減額することができる。
- 4 住宅性能評価と併せて申請する、戸建住宅の確認、中間検査及び完了検査については、確認検査業務手数料を減額することができる。

(確認検査手数料の支払い方法)

第 12 条 建築主は、確認検査手数料の支払いを銀行振込により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には別の支払い方法によることができる。

- 2 前項に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 センターと建築主は、協議により、一括の支払い等別の方法を取ることができるものとする。

(中止の場合の手数料)

第 13 条 前記の別表第 1 から別表第 8 の確認検査業務の手数料については、工事中止などで契約が打ち切りになった場合でも、理由の如何を問わず、センターが一旦収納した確認検査手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により確認検査ができなかった場合には、建築主に返還する。(業務規程第 41 条)

(計画変更の場合の手数料の取扱い)

第 14 条 計画変更が行われた場合は、変更された箇所を対象にした確認検査手数料を請求するものとする。

(帳簿記載事項等証明の場合の手数料)

第 15 条 確認申請を行った帳簿の記録の内、帳簿記載事項等証明に規定する事項について帳簿照合の上これを証明する場合の手数料は 1 通 1,000 円とする。

確認済証、中間検査合格証、検査済証それぞれの証明の処分毎に 1 通になり、各証明ごとに加算する。

附則

制定：平成 17 年 2 月 15 日

改定：平成 20 年 2 月 6 日改定

改定：平成 20 年 6 月 18 日改定

改定：平成 20 年 10 月 1 日改定

改定：平成 20 年 10 月 15 日改定

改定：平成 22 年 1 月 8 日改定

改定：平成 23 年 6 月 10 日改定

改定：平成 26 年 12 月 18 日改定

改定：平成 27 年 9 月 11 日改定

改定：平成 28 年 4 月 1 日改定

改定：平成 29 年 10 月 1 日改定